

定 款

一般財団法人三重県消防設備安全協会

一般財団法人三重県消防設備安全協会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般財団法人三重県消防設備安全協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を三重県津市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、消防防災用設備機器等の設置及び維持管理の適正化、防火対象物の防火防災安全対策の推進、消防防災に関する調査研究を行うとともに防火防災思想の普及広報に努め、火災その他の災害から生命身体の安全を確保し、財産の被害の軽減を図り、もって社会公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 消防防災用設備機器等の設置及び維持管理の適正化の推進
- (2) 消防防災技術者等を養成するための講習及び研修の実施
- (3) 防火対象物の防火防災安全対策の推進
- (4) 防火防災思想の普及広報
- (5) 関係官公庁及び関連団体との連絡協調
- (6) 前各号の事業に付帯する事業
- (7) その他前条の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、三重県において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(財産の種類別)

第5条 この法人の財産は、基本財産及び運用財産の2種類とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 基本財産とすることを指定して寄付された財産
- (2) 評議員会において基本財産とすることを決議された財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

- 4 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 公益目的支出計画実施報告書
- (4) 貸借対照表
- (5) 正味財産増減計算書
- (6) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第5号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号及び第3号の書類についてはその内容を報告し、第4号及び第5号については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配の禁止)

第9条 この法人は、剰余金の分配を行わないものとする。

第4章 評 議 員

(評議員の定数)

第10条 この法人に評議員8名以上18名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第 11 条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 179 条から第 195 条までの規定に従い、評議員会において行う。

(評議員の任期)

第 12 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第 10 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第 13 条 評議員は、無報酬とする。

第 5 章 評 議 員 会

(構 成)

第 14 条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

2 評議員会の議長は、評議員の中から互選によって定める。

(権 限)

第 15 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 残余財産の処分
- (6) 基本財産の処分又は除外の承認
- (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第 16 条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第 17 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、

評議員会の招集を請求することができる。

(決 議)

第 18 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 20 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任する。

(議事録)

第 19 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、議長及び当該評議員会において選任された議事録署名人 2 名が記名押印する。

第 6 章 役 員

(役員の設定)

第 20 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10 名以上 18 名以内
- (2) 監事 3 名以内

2 理事のうち 1 名を理事長、2 名以内を副理事長、1 名を常務理事とする。

3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常務理事をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 21 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 22 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副理事長は、理事長を補佐し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び常務理事は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 23 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 24 条 理事及び監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第 20 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 25 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第 26 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第 7 章 理 事 会

(構成)

第 27 条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

- 2 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(権 限)

第 28 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職

(招 集)

第 29 条 理事会は理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決 議)

第 30 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 197 条において準用する同法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 31 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、当該理事会に出席した理事長及び監事が記名押印する。

第 8 章 会 員

(構成会員)

第 32 条 この法人に次の会員を置くことができる。

- (1) 正会員 消防用設備等の設置又は保守点検の業務に携わり、この法人の目的達成に積極的に参加する法人又は個人
- (2) 個人会員 消防設備士又は消防設備点検資格を有する個人で、消防用設備関係業務に携わっていない者
- (3) 賛助会員 防火対象物関係者で、この法人の目的に賛同する法人又は個人業務に携わっていない者

2 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

3 会費及び登録料

- (1) 会員は、入会后会費を毎年納入しなければならない。
- (2) 前号の会費及び納入方法は、理事会で定める。

(任意退会)

第 33 条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第34条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な理由があるとき。

(会員資格の喪失)

第35条 前2条のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第32条第3項の納入義務を1年以上履行しなかったとき。
- (2) 当該会員が解散、又は死亡したとき。

第9章 相談役

(相談役)

第36条 この法人に相談役を置くことができる。

- 2 相談役は、理事会の承認を経て理事長が委嘱する。

(相談役 of 職務)

第37条 相談役 of 職務は次のとおりとする。

- 2 相談役は、重要事項について理事長 of 相談に応ずる。

(相談役 of 任期)

第38条 相談役 of 任期は、2年以内 of 必要な期間とし、委嘱状に明示するものとする。

(相談役 of 報酬)

第39条 相談役は、無報酬とする。

第10章 事務局

(事務局)

第40条 この法人 of 事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要 of 職員を置く。
- 3 事務局長は、理事会 of 承認を得て理事長が委嘱し、職員は、理事長が任免する。

第11章 定款 of 変更及び解散

(定款 of 変更)

第41条 この定款は、評議員会 of 決議によって変更することができる。

- 2 前項 of 規定は、この定款 of 第3条、第4条及び第11条についても適用する。

(解散)

第 42 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第 43 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 12 章 公告の方法

(公告の方法)

第 44 条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、三重県において発行する中日新聞に掲載する方法による。

第 13 章 補 則

(委員会)

第 45 条 この法人は、事業の円滑な遂行を図るため総務及び運営委員会を置く。

2 総務委員会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 正会員の入会資格審査に関すること。
- (2) 協会受託の点検業務の登録会員への委託審査に関すること。
- (3) 理事長表彰の被表彰者選定審査等に関すること。

3 運営委員会は、次の業務を行う。

- (1) 消防用設備等の保守点検業務に関する研修会に関すること。
- (2) その他、事業運営等に関すること。

4 委員会の委員は、理事会において選任及び解任する。

5 委員会の議事の運営の細則は、理事会において定める。

(実施細則)

第 46 条 この法人の事務の執行に関し必要な事項は、理事会の承認を経て理事長が別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第 6 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の理事長は、矢野 正剛とする。
- 4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

伊藤 忍
丹羽 吾郎
西田 太郎
三浦 道夫
中島 高
松田 有平
後藤 勝
中村 満寿
石井 隆久
井上 剛弘
土井 繁輝
白倉 叡
堀川 一成
北森 靖規
林 英文
石川 周平
伊藤 嘉恭
山下 茂彦

- 5 この定款の一部改正規定は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。